

人事行政の運営状況報告（令和7年度）

積丹町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年条例第1号）第6条の規定に基づき、令和7年度における積丹町人事行政の運営等の状況について、次のとおり公表します。

なお、一部の項目については、令和8年4月1日現在の状況を公表します。

1. 職員の任免及び職員数に関する状況

①採用と退職等の状況（令和7年4月1日～令和8年3月31日）

区 分	採 用	離 職						離職計
		退 職			免 職			
		定 年	死 亡	自己都合 そ の 他	分 限	懲 戒	失 職	
一般行政職				3 人				3 人
技能労務職								
医療職								
計				3 人				3 人

②職員数の状況（各年度4月1日）

区 分	職員数	対前年度増減数	主な増減理由
7年度	62人	△2人	自己都合退職
8年度	61人	△1人	自己都合退職

※職員数は、特別職及び非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等）を除いた一般職員の数です。

2. 職員の人事評価の状況

積丹町職員の人事評価実施規程（平成28年訓令第4号）により平成28年4月1日より実施しています。

3. 職員の給与の状況

①職員給与費の状況

（単位：千円）

職員数 A	給 与 費				1人当たりの給与費 (B/A)
	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
62人	250,036	43,780	109,486	403,302	6,505

※職員数は、令和7年4月1日現在の人数です。（特別職を除く。）

給与費は、令和7年度中の退職者の給与費が含まれています。

②一般行政職平均給料等

区 分	令和8年4月1日現在
平均給料月額	348,524円
平均年齢	44歳9月

③初任給及び経験年数別平均給料月額（令和8年4月1日現在）

区 分	初 任 給	経 験 年 数		
		10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満
一般行政職	大学卒	232,000円	299,767円	338,700円
	高校卒	200,300円	274,100円	307,000円
				対象者なし

④職員手当の状況（令和8年4月1日現在）

手 当 名	内 容
扶養手当 (月額)	①子 13,000円 ②15歳に達する日以後の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までにある子 1人5,000円加算 ③父母等 6,500円
住居手当 (月額)	①家賃の月額が16,000円を超える借家等の場合 家賃の月額に応じて28,000円を限度に支給
通勤手当 (月額)	①交通機関利用者 運賃の額55,000円までは全額支給 ②自動車等使用者 通勤距離に応じて2,000円から38,700円の範囲で支給
特殊勤務手当	ボイラー等管理手当（10月～4月まで月額支給）4,000円
時間外勤務手当	正規の勤務時間を超えて勤務することを命じられた職員に支給
寒冷地手当	11月から3月まで月額支給 ①世帯主（扶養親族あり） 26,000円 ②世帯主（扶養親族なし） 14,500円 ③世帯主以外 9,800円

期末・勤勉手当	区 分	期末手当	勤勉手当	計	備 考	
	6 月期	1. 2625月分	1. 0625月分	2. 325月分	※職務の区分に応じて加算措置有	
	12月期	1. 2625月分	1. 0625月分	2. 325月分		
	合計	2. 525月分	2. 125月分	4. 65月分		
退職手当	区 分	自己都合		定 年		
	勤続20年	19. 6695月分		24. 586875月分		
	勤続25年	28. 0395月分		33. 27075月分		
	勤続35年	39. 7575月分		47. 709月分		
	最高限度	47. 709月分		47. 709月分		

4. 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況（令和8年1月1日現在）

①勤務時間（標準的なもの）

1 週間の 勤務時間	開始時間	終了時間	休憩時間
38時間45分	午前 8時30分	午後 5時15分	正午～午後 1時00分

②年次有給休暇の取得状況（令和7年1月1日～令和7年12月31日）

総付与日数A	総取得日数B	全対象職員数C	平均取得日数B/C	消化率B/A
2, 326日	670日	62人	10. 8日	28. 8%

③病気休暇の取得状況（令和7年1月1日～令和7年12月31日）

取得職員数A	取得日数B	1人当たりの取得日数B/A
12人	115日	10日

5. 職員の休業に関する状況（令和7年4月1日～令和8年3月31日）

区 分	人 数
育児休業	1
部分休業	1
育児短時間勤務	

6. 職員の分限及び懲戒処分状況（令和7年4月1日～令和8年3月31日）

①分限処分

区 分	人 数
休 職	
降 任	
免 職	

②懲戒処分

区 分	人 数
戒 告	
減 給	
停 職	
免 職	

7. 職員のサービスの状況

サービスの根本基準として、全ての職員は「全体の奉仕者」として公共の利益のために勤務し、職務遂行に当たっては全力をあげて専念しなければなりません。

町では「サービス規程」に基づき、職員一人一人が法令の遵守などサービス規律の保持に努めています。

8. 職員の退職管理の状況

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第38条の6第1項の規定に基づき、平成28年4月1日より退職管理の適正を確保しています。

9. 職員の研修の状況（令和7年4月1日～令和8年3月31日）

研 修 内 容	受講者数
職場内一般研修	27人
職場外一般研修（中級研修）	2人
職場外専門研修（実務研修）	1人
職場外専門研修（その他）	6人

10. 職員の福祉及び利益の保護の状況（令和7年4月1日～令和8年3月31日）

（1）職員健康診査の状況

職員健康診査受診者数 55名

（2）職員の福利厚生のための各種団体の設置状況

○北海道市町村職員共済組合

事業の種類	事業内容
短期給付事業	組合員とその家族の病気・けが・出産・死亡などの事故に対して、給付する事業
長期給付事業	組合員が退職したときの年金給付などの事業
福祉事業	組合員とその家族の福祉と健康の増進を図るための事業（住宅建設資金等貸付、疾病予防対策など）

○北海道市町村職員福祉協会

事業の種類	事業内容
医療給付事業	退職会員等が自己負担として支払った医療費の給付、入院見舞金、死亡弔慰金の支給等
貸付事業	一般資金、育成資金の貸付等
福利厚生事業	入院一時金、出産祝金、宿泊施設利用助成等

公費負担 令和7年度実績 184千円

（3）職員の利益の保護の状況

職員は公平委員会に対して、給与・勤務時間・その他の勤務条件に関する措置の要求や、不利益な処分についての不服申立を行うことができます。

公平委員会では要求を審査したり、不服申立に対する裁決を行うなどの必要な措置を執ります。令和7年度は、措置の要求及び不服申立はありませんでした。

11. その他

議会、選挙管理委員会、監査委員、教育委員会、農業委員会に係る人事行政の運営状況は上記の数値等に含まれております。